



廃 第 6 6 2 号
平成 2 8 年 7 月 1 2 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 東京都足立区花畑三丁目 3 7 番 1 6 号イックビル 3 0 2
名 称 株式会社 S K 産業
代 表 者 代表取締役 杉井 文治

2 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 7 0 9 3 6 号
許可年月日 平成 2 5 年 5 月 1 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

3 処分年月日 平成 2 8 年 7 月 1 2 日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社 S K 産業は、同社の役員が、平成 2 0 年 7 月 2 8 日に東京地方裁判所において刑法第 2 3 5 条 (窃盗) の罪により懲役 2 年の刑を受け、同年 8 月 1 2 日に刑が確定し、平成 2 2 年 6 月 2 7 日に刑の執行が終わった。

同役員は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当していた平成 2 7 年 6 月 1 日に、同社の役員に就任した。

この事実により、同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号二 (法人でその役員のうちに同号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当する者) に該当する者のあるもの) に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課
監視指導室 木内

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 3